

### (3) 3つの方向性に基づく推進施策

- 施策を推進する方向性は、保健福祉行政全体を見通したうえで3つを定めたものであり、それぞれの方向性は相互に関わり合う関係にあります。
- また、方向性を定めて重点的に取り組む具体的な保健福祉施策は、全ての世代を対象とする「地域分野」及び「健康・医療分野」、並びに対象者別の「高齢者分野」及び「障がい者分野」との4分野に分けて、「第3篇 各論」で整理します。
- 3つの方向性に基づき取り組む各種施策は、それぞれの分野ごとに厳密に分けられる性格のものばかりではなく、複数の分野に関わるものがあることから、ここでは、その中から代表的な施策と施策推進の考え方を整理します。

#### ①社会参加活動の支援

誰もがいつまでも生きがいを持って活躍できるように、ボランティア活動や生涯学習、就労支援、余暇活動などへの社会参加活動を促進するために支援していきます。

また、高齢者や障がいのある人の社会参加を促すため、外出や移動の支援を行います。



#### ②健康づくり・介護予防

健康寿命の延伸には、日々の健康の維持増進や体力づくりだけでなく、職場や医療機関、保健所等で実施する健（検）診の機会を積極的に活用するなど、若い頃から市民一人ひとりが健康に高い関心を持ち、その実践に取り組むことが必要です。このため、市民が自主的に取り組む健康づくりを支援します。

また、高齢者や障がいのある人等が、一日でも長く自立した生活が送れるよう、自主的な健康管理やいつまでも要介護状態にならないような取組みを支援します。

#### ③相談体制の充実と自立の支援

必要な人が必要な時に最適なサービスを受けることができるよう、身近な生活圏域で、福祉サービスの利用に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

若い頃から高齢期の生活を想定し、自らの健康だけでなく、生活の自立、経済的な自立などの自立度を高めていけるよう支援します。

また、「障がいがある人の自立」を、『障がいのある人が地域において必要な支援を受けながら、自己選択と自己決定に基づき生活できる状態』にとらえ、障がいのある本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を進めます。

#### ④差別解消

社会的に弱い立場の方々に対する全ての差別が無くなるように、心のバリアフリーを進めます。

特に、障がいを理由とする差別は障がいのある人の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えます。そのため、企業、市民団体等の差別解消の活動を支援するとともに、障がいに対する正しい理解を持ち、同じ地域に暮らす住民同士の相互理解を深めるために、様々な場面での広報・啓発活動に取り組んでいきます。

#### ⑤権利擁護

すべての高齢者や障がいのある人が、基本的人権を持つ個人としての尊厳を保ちながら、日常生活や社会生活を営むことができるよう、住み慣れた地域での自立や社会参加の支援を推進するため、その人なりの意思決定を支援するとともに、成年後見制度の利用促進、虐待への対応など権利擁護の取組みを進めます。

#### ⑥地域単位の支え合い

高齢になっても障がいがあっても住み慣れた地域でつながり関わり合いが保てるよう、住民同士がお互いに見守りや支え合いができる仕組みを充実します。

#### ⑦地域包括ケアシステムの構築

医療と介護の連携や、住まいの確保など、支援が必要な高齢者等を取り囲む様々な分野からの一体的な支援により、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けられる環境づくりを進めます。

#### ⑧認知症対策

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症の早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、総合的かつ継続的な支援体制を整えます。

#### ⑨障がい特性等に配慮した総合的な支援

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた施策を充実します。

また、障がいのある人が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

#### ⑩人材育成

それぞれの地域で活動を行うのは、行政であり地域の住民であり、あらゆる立場の市民です。介護の現場などの人材確保が困難な場面でそれぞれが異なる役割をきちんと果たし、誰もが誰かの役に立てるように、人材育成を行います。

#### ⑪公共施設・公共交通機関の整備

道路や公園等の都市基盤施設や官公庁舎や学校等の公共施設を整備・改修をする際のバリアフリー化推進をはじめ、ノンステップバスの導入促進等により、誰もが安心して外出できる環境を整えます。

#### ⑫住環境整備

住まいは安定した生活を実現する上での拠点です。高齢になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らせる住環境を整えます。

#### ⑬ICT(情報通信技術)の活用等

保健・福祉・医療等に関する情報を一元的に集約・管理する仕組みを構築し、地域分析、事業分析等を行い、データに基づく施策展開を図ります。

また、医療や介護関係者等、多様な主体間の情報連携により、切れ目のない効果的・効率的なサービスの提供や、地域での支え合い活動の負担軽減や活性化を図ります。

さらに、介護現場やさまざまな場面でのロボットの導入促進を図ります。

#### ⑭医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上

市民が安全安心な生活を送る上で必要な、救急医療体制の整備、医療安全対策など、市民が安心して医療が受けられる医療体制の充実強化を図ります。

また、結核、ウイルス性肝炎、エイズ・性感染症、風しんなど各種感染症対策を講じるとともに、今後、発生が懸念される新型インフルエンザ等に備え、健康危機管理体制の充実を図ります。

市民生活の基盤をなす食品衛生、環境衛生の確保、動物管理の推進などにより、暮らしの衛生向上を図ります。

#### ⑮持続可能な社会保障制度の維持

持続可能な社会保障制度となるよう国に対して要請していくとともに、国において進められる社会保障と税の一体改革による社会保障制度改革を踏まえ、受益と負担の均衡がとれた制度を維持します。